

八戸市農業委員会 6月総会議事録

日時：平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 2 時 00 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：18 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、
13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男

農地利用最適化推進委員数：21 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、
13 番 橘 由正、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、
18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、
22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員：14 番 荒川 喜一郎

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司

主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

ただいまから、総会を開会いたします。

本日は、中村委員、荒川推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、会長、よろしく願います。

会長

皆様におかれましては、天候に恵まれ農作業に大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。先月、5月30日には全国農業委員会会長大会に出席し、また次の日の31日には県選出の国会議員への要請活動を行ってまいりました。お会いしたときには毎回同じようなことを申し上げているのですが、土地の集積、規模拡大にはどうしても基盤整備が必要ですので、そこに力を入れて欲しいということで、各先生にお願いしてきております。また、今回はその他に国民民主党の農林水産委員の先生方にも要請活動を行ってまいりました。八戸市から参議院で出ております田名部匡代先生が農林水産委員ということで、青森県から私の外2人、その他山形県、神奈川県代表の会長さん達と同行させていただき行ってきました。要請もなんですが、その他に大会会場から国民民主党の先生方にお会いするまでの移動の際に、静岡県の農業会議のバスに同乗させていただきまして、そのとき静岡県の農業委員会の会長さんと少しお話をしましたが、その方々は静岡というとお茶というイメージがありますけれども、メロンの生産農家さんが結構おまして、1億の売上げをしているということなんです。バスで斜めの方に座っている方は千疋屋さんと取引きをしていて、その方も1億円以上の売上げがあるという、そういう大きな話も伺うことができました。他の県の会長さんとお話をする貴重な体験をさせていただき、要請活動もしてまいりましたので、そのことをご報告させていただきます。それでは本日も議案につきましては、慎重審議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、7番 谷地秀典委員、8番 村上正憲委員、両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

山田委員

3条16番

山田から報告いたします。去る5月29日、内沢農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ、番号16番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、ナガイモ、にんにくです。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は櫛引の方は8kmで、尻内町の方は5kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は4年で、年金、税猶予等はありません。従業員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男2人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター3台、トラック3台、管理機1台を保有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

内沢委員

3条17番

内沢から報告いたします。去る5月29日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、番号17番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚とのことです。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は遠方のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ネギ、白菜、ジャガイモです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地は受人自宅の隣地です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なし。農業経験は70年で、地域農業へ

の影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター1台を所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

河原木委員
3条18番、19番

河原木から報告いたします。去る5月29日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおきまして、資料1ページ番号18番と資料2ページ番号19番を調査してまいりましたので報告いたします。18番と19番ですが渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が取得するという案件ですので一括して報告します。18番19番ともに、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。両案件とも調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は特にないとのことですが、18番と19番の渡人は姉妹とのこと。いずれも、態様別は売買で、申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ジャガイモです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は40km。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。耕作道はありませんが、隣接している受人の自己所有地及び公衆用道路を利用し市道に通じています。年金、税猶予等はありません。世帯員は男5人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女2人、兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラック、トラクター、田植機、バインダーを各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長

次に、日程第3、議案第26号、平成30年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第26号「平成30年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借9件、使用貸借4件の計13件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手13名で、利用権設定面積は81,973㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年5ヶ月間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年5ヶ月間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間10,000円でございます。

利用集積4番
～13番

番号4番から資料5ページの番号13番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

利用権の種類及び内容は、番号4番から資料5ページの番号10番まで、及び番号12番については、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

番号11番、番号13番について、利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、平成30年6月14日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第4
会長

次に、日程第4、議案第27号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第27号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。まず、資料の訂正がございます。資料10ページに番号17番とありますが、正しくは番号13番となります。失礼いたしました。

それでは、資料7ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借49件、使用貸借6件の計55件となっております。借り手の人数につきましては2名で、利用権設定面積は363,602.91㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号4番から番号13番に関連する事案も含まれております。

配分計画1番
～54番

それでは、議案の説明をいたします。番号1番から資料20ページの番号54番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、資料9ページの番号11番、資料11ページの番号15番、資料12ページの番号21番、資料14ページの番号30番、資料20ページの番号52番及び54番については、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。その他については、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画55番

補足として、先月の総会で松橋委員よりご質問いただいた番号13番の賃借料に関してですが、農業経営振興センターの担当者に確認し、後日当事者同士で賃料について相談するとのことでした。仮に賃借料を増額することになれば、賃借料の変更手続きを行うことで貸借を継続することができます。

続いて番号55番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間6,400円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支

えないものと考えます。
以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員 はい。

会長 はい、松橋委員。

松橋委員 先ほど13番のことについてお話ありましたけれども、この件ですけれども先月私が質問してまして、この件に関しましては借人の方に谷地委員が行って事情を聞きまして、田んぼとして休耕してて、すぐ田んぼとして使えないようなところもあるということを加味しての13万円ということだったので、その旨持ち主に説明いたしまして了解をいただきました。

会長 詳しく説明していただきありがとうございます。
その他ありませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長 次に、日程第5、議案第28号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

内沢委員
4条2番 内沢から報告します。去る5月29日、木村委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第28号の2番と3番を調査して参りましたので報告します。
資料21ページをお開き願います。いずれの案件も、申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。番号2番ですが、調査には、本人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備設置で、申請者所有の原野1筆と併せての転用となります。実施計画は、

平成30年7月1日から平成30年7月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地周囲にフェンス及び虎ロープを設置します。立地条件は、八戸市立桔梗野小学校から西側約500mに位置し、田・原野・鉄道に囲まれています。公道には接続していませんが、市道まで通じる通行承諾書を提出しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

4条3番

続いて、番号3番ですが、調査には、代理人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年6月25日から平成30年7月15日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸工業大学から北西側約1kmに位置し、畑・住宅に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

いずれの案件も事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第29号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村（武）委員

木村から報告します。去る5月29日、内沢委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第29号の8番から10番まで調査して参りましたので報告します。資料23ページをお開き願います。いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条8番

番号8番ですが、この案件は現在使用している下長保育園の園舎が老朽化してきたため、申請地及び隣接している受人所有の雑種地6筆とを併せた敷地に認定こども園として移転建替をするというものです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、認定こども園園舎1棟建設及び園庭です。実施計画は、平成30年6月20日から平成31年3月31日。資金調達計画は自己資金と市からの補助金を充てるとのことです。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は申請済み、埋蔵文化財区域外、下長土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、浄化槽、浸透マス、敷地東側に雨水用の側溝、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市下長市民サービスセンターから南西側約300mに位置し、住宅・田に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置として、地番19-2に送電線の地役権が設定されていますが、それ以外は全てなしとなっております。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条9番

続いて番号9番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は使用貸借。転用目的は携帯電話無線基地局設置工事の仮設工事用地で、仮設トイレ1棟、工事用通路として利用します。実施計画は、平成30年6月20日から平成30年12月19日。6ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は坊坂遺跡区域内ですが届出不要、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、仮設フェンス、敷き鉄板を設置します。立地条件は、八戸市是川縄文館から南西側約1.5kmに位置し、畑・山林に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、山林に隣接した農地で日当たりが悪く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であり、一時転用であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条10番

続いて番号10番ですが、調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は20年間の賃貸借。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年6月21日から平成30年6月30日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立鮫小学校から南東側約900mに位置し、住宅・畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、

税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

内沢委員
5条11番

内沢から報告します。議案第29号の11番を調査して参りましたので報告します。資料24ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、住宅・車庫各1棟建築です。実施計画は、平成30年9月15日から平成30年12月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地に盛土をして地盤整備し、土留を設置します。また、浄化槽、浸透枡を設置します。立地条件は、旧青森県立八戸南高校から北西側約200mに位置し、畑・住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

三浦委員

はい。

会長

はい、三浦委員。

三浦委員

8番で、送電線ありと言ったと思いますが、送電線があっても問題なく建てることはできますか。

大里主幹

事務局大里から説明いたします。この地役権は、よく見かける鉄塔の送電線の下に土地に地役権が設定されているというものでございます。あんまり高い建物は送電線に影響するためダメですということで、今回の園舎については特にそんなに高い建物ではないので問題なく建てられると。よくある送電線の地役権が1筆設定されていたというものです。

三浦委員

高電圧の送電線ですか。

大里主幹

普通に田んぼの真ん中に鉄塔が建って送電線があって、送電線の下で土地が分けられてそこに地役権が東北電力からつけられてそれが1筆含まれて

いました。

三浦委員

アメリカの方で高電圧の下にある小学校とかでは、かなり発ガン率が高いと言う報告がありましたが、その点は。

大里主幹

そこまでは我々の方では送電線に関連するところまでは踏み込めないところでは。開発許可の方も問題は無く、開発のほうも送電線について意識はあまりしていないと思いますけれど。今でも送電線の下に住宅が建っているところもございますので、まだ日本ではそこまで問題になっていないのでは。

会長

大丈夫だということですので、その他ありませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第22号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分でございます。総会資料の25ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料25ページ番号48番から資料29ページ番号60番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8、日程第9
会長

次に、日程第8、報告第23号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第24号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の5月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の31ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

会長

4条8番

番号8番、転用目的は駐車場でございます。

4条9番

番号9番、転用目的は住宅、物置各1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。33ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条44番

番号44番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

5条45番

番号45番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条46番

番号46番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条47番

番号47番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条48番

番号48番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

5条49番

番号49番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条50番～52番

番号50番、51番、52番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条53番

番号53番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条54番

番号54番、転用目的は通路でございます。

5条55番

番号55番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条56番

番号56番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条57番、58番

番号57番、58番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条59番

番号59番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条60番、61番

番号60番、61番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条62番、63番

番号62番、63番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付してござい

す。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 10

会長

次に、日程第 10、報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 41 ページをお開き願
います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと
おりでございます。

18 条 12 番

番号 12 番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解
約で、補償等は無しとなっております。通知年月日は、平成 30 年 6 月 13
日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 11

会長

次に、日程第 11、報告第 26 号、農地改良届出についてを議題といたし
ます。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 43 ページをお開き願
います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のと
おりでございます。

改良届出 4 番

番号 4 番。着工年月日は平成 30 年 6 月 1 日で、使用した土の採取場所は、
大字尻内町字北熊ノ沢地内でございます。届出年月日、受理年月日は、平成
30 年 5 月 11 日でございます。

改良届出 5 番

番号 5 番。着工年月日は平成 30 年 5 月 16 日で、使用した土の採取場所
は、大字豊崎町字替地山下地内でございます。届出年月日、受理年月日は、
平成 30 年 5 月 15 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 12
会長

次に、日程第 12、報告第 27 号、農地転用の制限の例外該当届出について、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。資料の 45 ページをご覧ください。この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 5 月分でございます。まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 m²未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 1 番

番号 1 番、転用目的は、農業用倉庫 1 棟建築でございます。
申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 55 分)